

国 保・年金

国民健康保険に加入している人で高額な外来診療を受けるみなさんへ

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になつた場合でも、いったんその額を支払っていただき、後で高額療養費としてお返ししてまいりましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口へ限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになります。

【認定証等の手続き】 国民健康保険被保険者証と印鑑(認め印でも可)を窓口へ持参し、手続きをしてください。郵送での手続きを希望する場合は、申請書を送付しますのでご連絡ください。

【次の人は手続き不要】 平成24年3月以前に交付した限度額適用認定証等を持っている人

●限度額適用認定証の適用区分●

Table with 3 columns: 所得区分, 支給回数, 金額. Rows include 自己負担限度額 70歳未満 (月額) with sub-rows for 上位所得者, 一般, and 住民税非課税世帯.

※1 上位所得者とは、同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。また、所得がないと、上位所得者とみなされます。

Table with 3 columns: 所得区分, 外来(個人単位), 世帯単位の限度額(入院+外来). Rows include 自己負担限度額 70歳以上75歳未満 (月額) with sub-rows for 現役並み所得者, 一般, 低所得II, 低所得I.

※3 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、該当者の収入が単身で383万円未満、複数人で520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で、現在、年金から特別徴収されている人と新たに特別徴収の対象になる人は、平成23年度の保険料(料)額を基に、4月・6月・8月の年金から仮徴収します。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

なお、本徴収については、7月に平成24年度の保険料(料)額が決定しますので、10月・12月・翌年2月の年金からとなります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

新たに特別徴収の対象となる人には、4月に特別徴収開始通知を送付します。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

申請が遅れますと、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

【認定証等の手続き】 国民健康保険被保険者証と印鑑(認め印でも可)を窓口へ持参し、手続きをしてください。郵送での手続きを希望する場合は、申請書を送付しますのでご連絡ください。

【次の人は手続き不要】 平成24年3月以前に交付した限度額適用認定証等を持っている人

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険に未納がある人は、「限度額適用認定証等」の交付はしていませんので、通常どおり「国民健康保険被保険者証」で受診してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯番号